

## VWAPギャランティー取引に関する説明書

本説明書は、松井証券株式会社(以下、「当社」といいます。)が提供するVWAPギャランティー取引の商品特性および取引に伴う損失の危険性(リスク)について説明するものです。お客様におかれましては、本説明書記載の内容を十分ご理解のうえ、VWAPギャランティー取引をご利用ください。

※ VWAPとは、Volume Weighted Average Priceの略称で、当日の証券取引所のオークション市場で成立した価格を価格毎の売買高で加重平均した価格(出来高加重平均価格)をいいます。

### VWAPギャランティー取引の仕組み

#### (1) 対象銘柄

金融商品取引所に上場している株券等( )のうち、当社が選定した銘柄を対象とします。具体的な対象銘柄については、お取引の前に必ず当社WEBサイトでご確認ください。なお、対象銘柄は適時見直しを行っていきませんが、当社の自社株である松井証券株式(8628)のお取扱いはできません。

また、売買単位が100株未満の銘柄の場合、信用取引の新規注文において、VWAPギャランティー取引をご利用いただくことはできません。

株券等には、社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」といいます。)に基づく振替制度において取扱う振替株式等を含んでいます。

#### (2) 取引方法および証券取引所との関係について

VWAPギャランティー取引は、金融商品取引所が設置する立会外取引においてお客様の注文に当社の自己の注文を対当させることによって行います(相対取引)。なお、お客様の注文は当社自己勘定の売買を通じて、証券取引所における当該銘柄の価格形成に影響を与える場合があります。

#### (3) VWAPギャランティー取引の手数料

VWAPギャランティー取引では、インターネットによるお取引の場合、約定金額と別枠での手数料はいただきません(お客様の受渡金額は、約定単価×約定株数となります)。ただし、お客様の約定単価は各VWAP値そのものではなく、買付の場合はVWAP値よりも高く、売却の場合はVWAP値よりも低く当社が定める手数料相当分の調整を行った価格となります(この

調整幅を「スプレッド」といいます)。

なお、電話によるお取引の場合は当社が別途定める電話手数料の料率による売買委託手数料をお支払いいただくものとします(以下、「電話手数料」といいます)。当該電話手数料は、ネットストック信用取引規程に定める信用建玉の任意決済を行う場合、およびお客様の口座において不足金が発生し、所定の日時までにお客様ご自身による不足金の差入れが行われない場合に実施するお預りしている有価証券の当社任意による処分の際においても適用します。

#### (4) 使用するVWAP値

基準とするVWAP値については、金融商品取引所における対象銘柄の前場、後場、終日の取引から算出される3種類のVWAP値を使用します。対象銘柄が複数の金融商品取引所に上場されている場合は、当社が選定し、実際にお客様が発注を行った金融商品取引所における各VWAP値を使用します。

#### (5) 約定単価について

VWAPギャランティー取引の約定単価は、金融商品取引所の発表する前場、後場、終日の各VWAP値そのものではなく、各VWAP値に対してスプレッドを加減し、小数点第2位未満の切捨て・切上げを行った価格です。

#### (6) VWAPギャランティー取引のお申込み

##### (ア) お申込みの受付時間と約定反映時刻

VWAPギャランティー取引では注文受付時間(発注可能時間)が金融商品取引所における立会取引の場合と異なります。また、発注いただいた注文は金融商品取引所が前場、後場、終日の各VWAP値を公表した後に画面反映を行います。注文受付時間および約定反映時刻の目安については、お取引の前に必ず当社WEBサイトでご確認ください。

なお、VWAPギャランティー取引による現物買付注文は、値幅制限の上限(ストップ高)で「現物買付余力」を拘束され、約定反映時刻まで当該拘束余力を使用することができません。また、信用新規建注文における「信用新規建余力」についても同様です。

また、日経225先物等、株価指数先物取引の特別清算指数算出日(SQ日)においてはVWAPギャランティー取引の注文受付を行いません。

##### (イ) 契約の成立等

VWAPギャランティー取引は当社とおお客様の相対取引となるため、売買契約そのものは当社

がお申込みを受付けた時点で成立します。ただし、注文受付時間の間は、お客様のお申出により、お申込みの取消を受付します。注文受付時間終了後は取消の受付はできません。

なお、VWAPギャランティー取引は、金融商品取引所等による売買停止等の措置が取られ、立会外取引が行われない場合、当社システム等において不具合が生じた場合、VWAPギャランティー取引のための当社の自己勘定取引が行えない場合等、当社がVWAPギャランティー取引の成立に必要な取引を行えない場合には約定が不成立となり、成立していた売買契約の取消(一部取消を含む)となります。

#### (ウ) お申込み単位

VWAPギャランティー取引のお申込み単位は、売買単位の整数倍の株数(証券取引所における売買単位と同一)とします。単元未満株のご注文はお取扱いできません。

#### (エ) お申込方法

VWAPギャランティー取引のお申込みは、インターネット( )および電話による注文を取扱います。

※携帯電話向け会員画面、ネットストック・ハイスピードおよびハイスピードからは発注注文の取消が可能です。

#### リスク・注意点

- ・ 当日の金融商品取引所のオークション市場で成立した価格を価格毎の売買高で加重平均した価格であるVWAP(出来高加重平均価格)を基準値に使用しますので、当日の値動きの状況によっては必ずしも常に有利な価格とはなりません(単純に終値等と比較した場合、例えば終値よりも売値が安くなる場合等があります)。
- ・ 当日の市場での価格変動が極端に小さい場合は、買付価格が市場での最高値を上回る、あるいは売却価格が市場での最安値を下回ることがあります。
- ・ VWAPギャランティー取引は、当社がVWAPギャランティー取引の成立に必要な取引を行えない場合、約定が不成立となり成立していた売買契約の取消(一部取消を含む)が行われることがあります。

以上  
平成 21 年 1 月